

# 川西市内部統制に関する整備・運用支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

川西市 総務部 総務課

## 1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式により「川西市内部統制に関する整備・運用支援業務」の委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

(1)業務の名称：川西市内部統制に関する整備・運用支援業務

(2)業務の目的：本市では、令和元年度に川西市内部統制基本方針を定め、同基本方針に基づき取組を進めているところである。令和元年度以降の取組を踏まえ、本市内部統制の整備と運用に関して必要な支援を行い、効果的な制度を構築することを目的とする。

(3)業務の内容：別紙仕様書のとおり

(4)業務の場所：川西市役所ほか

(5)委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

(6)委託上限額：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(7)選定方法：公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式により実施する理由

内部統制に関する整備・運用支援業務については、指導力、企画力、創造性、専門性及び実績など価格以外の要素を含めて総合的な判断が必要であるため。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3)川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。

- (4)参加申込書の提出日現在で川西市の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、川西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

#### 4 スケジュール

- (1)実施要領等の公表：令和4年4月26日（火）
- (2)質問の受付：令和4年5月9日（月）17時まで（必着）
- (3)質問の回答：令和4年5月12日（木）に市ホームページに掲載
- (4)参加申込書等の提出：令和4年5月17日（火）17時まで（必着）
- (5)企画提案書等の提出：令和4年5月20日（金）17時まで（必着）
- (6)プレゼンテーション：令和4年5月24日（火）、25日（水）を予定
- (7)審査結果の通知：令和4年5月27日（金）以降
- (8)委託契約の締結：令和4年5月末頃

#### 5 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書（様式5）を提出すること。

- (1)提出期限：令和4年5月9日（月）17時まで（必着）
- (2)提出方法：質問書（様式5）を電子メールにより提出すること。
- (3)提出先：〒666-8501 川西市中央町12番1号  
川西市総務部総務課（市役所4階10番）  
TEL：072-740-1140（直通） 担当：中野、黒田、川合  
（Eメール：kawa0006@city.kawanishi.lg.jp）

- (4)回答方法：令和4年5月12日（木）に市ホームページに掲載する。

質問がなかった場合は、その旨を掲載

トップページ>事業者向け>入札・契約>プロポーザル>川西市内部統制に関する整備・運用支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施について

#### 6 参加申込書等の提出

- (1)提出期限：令和4年5月17日（火）17時まで（必着）
- (2)提出書類：参加申込書（様式1）に誓約書（様式2）、業務実績書（様式3）、業務実施体制（様式4）及び会社概要書（任意様式ただし、社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色等が保有する認証取得等が記載されているこ

と。)を添付して提出すること。

(3)提出部数：正本1部

(4)提出方法：持参又は郵送(必着)による。

郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(5)提出先：前記5(3)と同様

(6)参加資格審査等：参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、令和4年5月19日(木)までに通知する。

## 7 企画提案書等の提出

(1)提出期限：令和4年5月20日(金)17時まで(必着)

なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(2)提出書類：

企画提案書(任意様式とする)

原則としてA4版で作成し、下部にページ番号を振ること。また、A3版を利用する場合は折り込むこと。

業務工程表(任意様式)

見積書(任意様式)

(3)提出部数：正本1部、副本8部、電子データ(CD-R)

(4)提出方法：持参又は郵送(必着)による。

郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(5)提出先：前記5(3)と同様

## 8 事業者の選定

(1)選定方法及び評価基準：

市が設置する評価委員会において、書類審査、企画提案書審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。審査に当たっては、別紙評価基準により判断することとし、評点の高い提案者を選定し、評価委員会で協議の上、予算の範囲内で最も優れた提案を行ったと認める1者を委託先候補者として決定する。なお、参加事業者が1者の場合でも、同様の審査を行ったうえで委託先候補者として決定する。

## (2)プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時：令和4年5月24日（火）、25日（水）

川西市役所内会議室又はアステ川西会議室

ただし、別途正式決定し、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 実施時間：事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする。）

ウ その他：

プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は3名以内とする。プロジェクタ用スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加資料の配布は認めない。

## 9 選定結果の公表

選定結果は市ホームページで公表するとともに全ての参加事業者に文書で通知する。なお、選定結果については、最高得点者の企業名・点数を最高得点者以外の参加者については点数のみを市ホームページで公表する。

## 10 契約の締結

前記8(1)により委託業務の候補者として選定された事業者と提出された見積書を基に協議し、契約を締結するものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当した場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

## 11 失格条項等

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- (1)参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2)提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (3)提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4)提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5)許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6)提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7)提出書類が要求等に示された条件に適合しない場合

(8)審査の公平性を害する行為があった場合

(9)その他、評価委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めた場合

## 1.2 その他の留意事項

(1)本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。

(2)プレゼン・デモについては、録音及び録画等の実施を許容すること。

(3)提案者が1者であっても各審査は実施し、基準を満たしていると判断した場合は優先交渉事業者として選定する。

(4)本実施要領、要求水準書、提出書類等については変更することがある。その場合は、参加申込書を提出した全事業者に変更後の資料を配布する。

(5)提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

(6)提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。

(7)提出書類は返却しない。

(8)提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。

(9)提出書類の取扱い

ア 提出した参加申込書及び企画提案書等を、市の了解なく公表、使用してはならない。

イ 提出された参加申込書及び企画提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(10)提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書等を提出できないものとする。

(11)提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

(12)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例に基づき、書類を公開する場合がある。ただし、企画提案書等、法人等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについては公開しない。

(13)参加者は、本実施要領、仕様書、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。

(14)天災その他やむを得ない事由が生じた場合、本市は本プロポーザルの実施を延期又は取り止めることができる。この時に参加事業者が生じた損害については、各事業者の負担とする。

## 1.3 問い合わせ先

〒666 - 8501 川西市中央町12番1号

川西市総務部総務課（市役所4階10番）

TEL : 072 - 740 - 1140（直通） 担当：中野、黒田、川合

（Eメール：[kawa0006@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0006@city.kawanishi.lg.jp)）